

「北九州市指定管理者制度ガイドライン」の改定について(報告)

1 概要

指定管理制度に関し、令和3年9月に指定管理者の経営状況悪化による指定取り消し、12月には指定管理者候補とならなかったもの(以下 候補とならなかったもの)による審査請求の提出などの事案が生じた。

これらを踏まえ、今後の指定管理者制度の適切な運用のため、「北九州市指定管理者制度ガイドライン」の改定したものを。

2 改定の主なポイント

(1)指定管理期間中における指定管理者の財務状況の確認方法等を追加

決算書等、企業経営に関する知識の有無にかかわらず、施設所管課の担当者が、指定管理者の財務状況を確認し、経営状況を把握できるよう、貸借対照表等を確認するポイントなどの詳細な説明を追加した。

(2)「指定管理者候補」と「候補とならなかったもの」の取扱いの見直し及び行政処分の時期の統一

今回、指定の議決を得るまでの間、候補が不在となった場合において、候補とならなかったものから候補を繰り上げる取扱いに見直したことに伴い、候補とならなかったものについても、行政処分の時期が指定後となった。

選定後(議決前)に、候補とならなかったものに対し発出していた指定しない旨の通知を指定後(議決後)に発出することとし、行政処分の時期を同一にする見直しを行った。

〈見直し前〉

	指定管理者候補	指定管理者候補とならなかったもの
選考結果	候補の通知	候補とならなかった通知 行政処分
指定の議決	指定の通知 行政処分	—



〈見直し後〉

	指定管理者候補	指定管理者候補とならなかったもの
選考結果	指定管理者候補(最上位)として 選定されたことを報告 (※指定の議決を経た後に 指定の通知を行うこと明記)	指定管理者候補(最上位)と ならなかったことを報告 (※指定の議決を経た後に、 指定されないことが確定した場合、 指定しない旨の通知を行うことを明記)
指定の議決	指定の通知 行政処分	指定しないことを通知 行政処分

(3) 人件費等の適正な積算による指定管理料の支出及び再委託の適正な実施

- ① 指定管理料の設定については、業務の範囲や内容、管理業務やサービス等に対する要求水準をもとに積算するよう説明していたが、さらに人件費等物価水準についても考慮するよう内容を追加。

<指定管理者制度ガイドライン抜粋(P23)>

6 指定管理料の設定

指定管理料の設定については、指定管理者に行わせる業務の範囲や内容、管理業務やサービス等に対する要求水準及び人件費等物価水準をもとに、あらかじめ管理に必要と考えられる経費総額を積算しておく必要がある。加えて、利用料金制の施設の場合は、利用料金の設定も適切に行う必要がある。その際には、長期的視野に立った指定管理者による自主的な経営努力を見込んでおくとともに、管理経費の過度の削減により住民サービスの質が低下することのないように留意しなければならない。

- ② 清掃・警備といった個々の具体的な業務は、市の事前の承諾を受けることによって、再委託が可能であるが、承諾の可否を判断する審査のポイントに、「労働基準法等関係法令が順守される内容であるかを確認する(例:施設警備の人件費、警備業法に基づく認定業者への発注等)」との内容を追加。

<指定管理者制度ガイドライン抜粋(P51)>

19 業務の再委託

(1) 再委託の承諾について

指定管理者は、指定管理施設の管理に係る業務を一括して第三者に委託してはならないものであるが、清掃、警備といった個々の具体的な業務は、市の事前の承諾を受けることによって再委託が可能である。

したがって、所管局は、指定管理者から再委託の申請があった場合は、下記のとおり慎重に審査したうえで、承諾の可否を判断すること。

① 申請及び承諾の方法

指定管理者からの再委託の申請及び、それに対する市の承諾については、文書によって行うこと。

② 審査のポイント

企画立案、事業運営等、指定管理業務の基幹的業務については、再委託は認められない。あくまで、清掃や警備、設備の保守点検等の維持管理業務、イベントの実施、印刷等が対象として想定される。また、労働基準法等関係法令が順守される内容であるかも確認すること(例:施設警備の人件費、警備業法に基づく認定業者への発注等)。

3 その他

- ・改定後の「北九州市指定管理者制度ガイドライン」を市ホームページに公開済み
- ・関係職員の理解を深めるため、職員向け研修を実施予定